わがまちの家計簿

市議会9月定例会で、市の平成23年度決算が認定されました。決算とは、皆さんからの税金や国・県からの補助金などが、市にどれくらい入り、どのように使われたかという『市の家計簿』のことです。

昨年度1年間の、市の家計のやりくりをお知らせします。

一般会計

※一般会計とは、市民税、固定資産税などの市税を主な財源として、市民の皆さんの暮らしに直接関係のある道路や福祉、教育など地方公共団体の中心となる会計で市の行う仕事の大部分を賄う予算です。

決算額

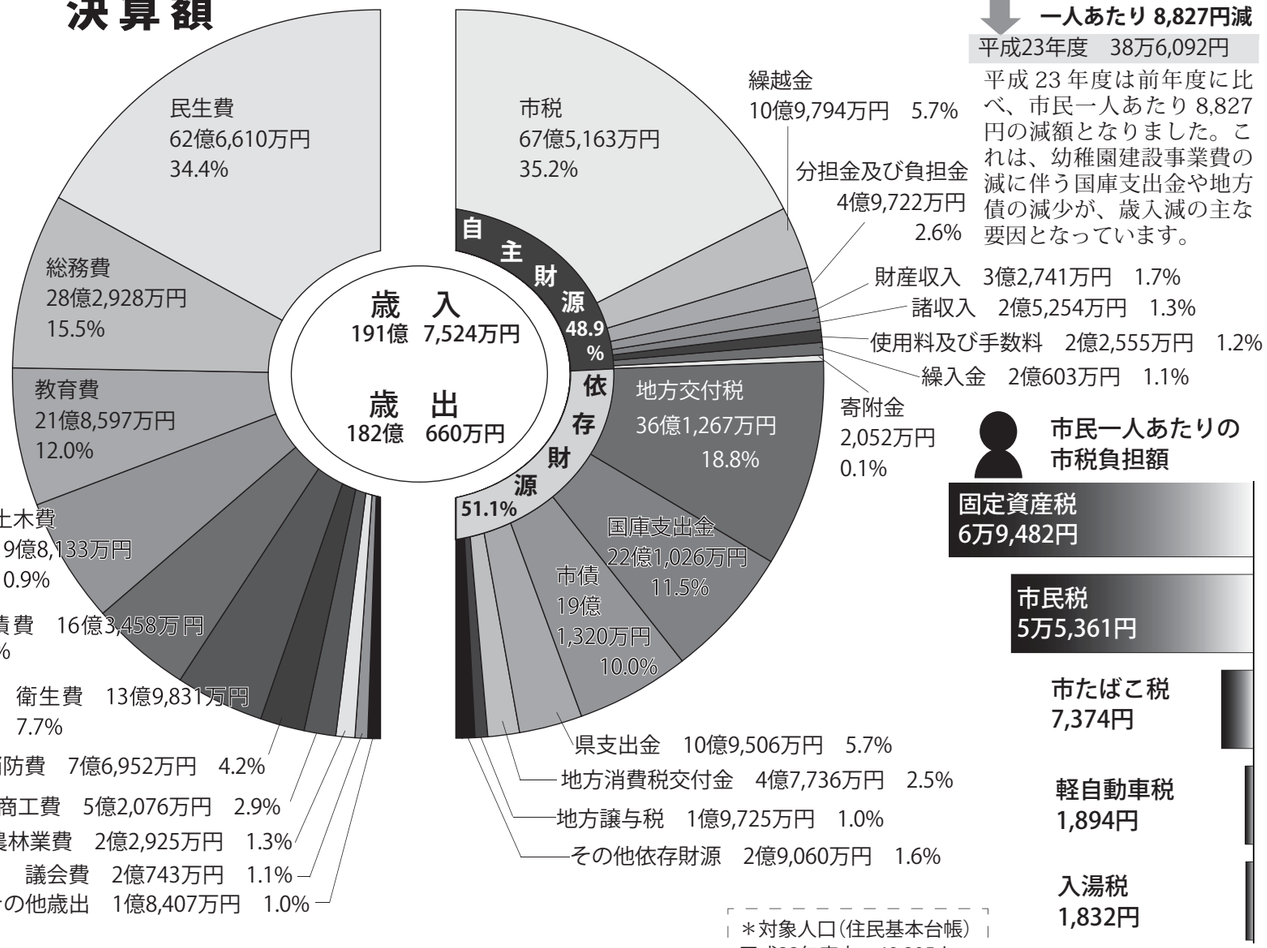

歳出

1年間に使ったお金

市民一人あたり
平成22年度　37万2,874円
一人あたり 6,286円減
平成23年度　36万6,588円

平成23年度は前年度に比べ、市民一人あたり6,286円の減額となりました。これは、計画的に進めてきた教育施設等の耐震化が進捗したことに伴う幼稚園建設事業費の減少が、歳出減の主な要因となっています。

市民一人あたりの行政経費

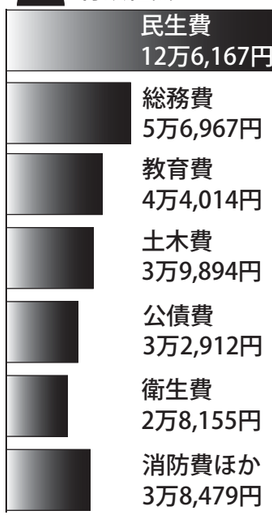

計　36万6,588円

歳入

1年間に入ったお金

市民一人あたり
平成22年度　39万4,919円
一人あたり 8,827円減
平成23年度　38万6,092円

平成23年度は前年度に比べ、市民一人あたり8,827円の減額となりました。これは、幼稚園建設事業費の減に伴う国庫支出金や地方債の減少が、歳入減の主な要因となっています。

市民一人あたりの市税負担額

計　13万5,943円

＊対象人口（住民基本台帳）
平成22年度末　49,805人
平成23年度末　49,665人

問 財務課
☎ 055-948-1414

基金の状況

市民一人あたりの預金残高
【基金現在高】

平成22年度　8万5,320円
【42億4,937万円】
一人あたり 1万318円増
平成23年度　10万2,638円
【50億9,754万円】

市債の状況

市民一人あたりの借入金残高
【市債現在高】

平成22年度　49万4,873円
【246億4,713万円】
一人あたり 2,603円増
平成23年度　49万7,476円
【247億714万円】

■特別会計

一般会計とは別に、国民健康保険など特定の事業の歳入歳出を処理するために設置されている会計。

特別会計	歳入	歳出
国民健康保険	60 億 2,807 万円	59 億 2,448 万円
後期高齢者医療	4 億 570 万円	3 億 9,235 万円
介護保険	32 億 856 万円	31 億 8,799 万円
楠木および天野揚水場管理	1,663 万円	1,518 万円
簡易水道等事業	6,931 万円	6,526 万円
下水道事業	13 億 7,620 万円	13 億 2,224 万円

■企業会計

独立採算が原則で、地方公営企業法が適応されている会計。

企業会計		収入	支出
上水道事業	収益的	6 億 1,431 万円	5 億 2,413 万円
	資本的	784 万円	4 億 7,069 万円

伊豆の国市の財政健全化判断比率等を公表します。

伊豆の国市の健全化判断比率や資金不足比率において、基準を超える数値はありませんでした。

◆健全化判断比率（平成23年度決算）

判断比率項目	伊豆の国市判断比率（前年度判断比率）	早期健全化基準
実質赤字比率	—※（—）	13.10%
連結実質赤字比率	—※（—）	18.10%
実質公債費比率	9.7%（11.1%）	25.0%
将来負担比率	60.6%（68.3%）	350.0%

◆資金不足比率（平成23年度決算）

公営企業会計の名称	伊豆の国市の資金不足比率	経営健全化基準
上水道事業会計	—※（—）	20.0%
簡易水道等事業特別会計	—※（—）	20.0%
下水道事業特別会計	—※（—）	20.0%

※赤字額や資金不足額がなく、比率が算出されない場合『—』で記載しています。

財政健全化法がわかる用語解説

◆実質赤字比率
一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示します。

◆連結実質赤字比率
全ての会計の赤字や黒字を合算して地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、その運営の深刻度を示します。

◆実質公債費比率
借金の返済額やこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示します。

◆将来負担比率
地方公共団体の一般会計の借入金や、将来支払っていく可能性のある負担額等の現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示します。

◆早期健全化基準
健全化判断比率のうち一つでも早期健全化基準以上になった場合は、財政健全化計画を定めなければなりません。

◆資金不足比率
公営企業ごとの資金不足額を事業規模に対して指標化し、経営状態の深刻度を示します。

◆経営健全化基準
資金不足比率が経営健全化基準以上の公営企業会計は、経営健全化計画を定めなければなりません。